

## 住宅改修の事前申請から支給決定までの流れ

### ① 被保険者や家族が介護支援専門員又は高齢者なんでも相談室に相談する

- ◆ 現時点での住宅改修の残高を必ず確認する。
- ◆ 介護保険の対象工事となるか確認する。



### ② 被保険者や家族が施工業者と打合せ、見積りをとる

- ◆ なるべく複数の事業者から見積りをとってください



### ③ 施工業者又は介護支援専門員が保険者に住宅改修費の「事前申請」を行う

#### 【提出書類】

- 介護保険 居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書
- 住宅改修に要する費用の見積書（工事費内訳書）※コピー不可
- 住宅改修の施工前、完成予定の状態がわかる日付入りの写真
- 施工図もしくは平面図（施工箇所が複数ある場合、写真だけでわかりづらい場合）
- 住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が、申請者以外・共有名義の場合に限る）



### ④ 保険者が審査を行い、書類一式を返却する

- ◆ 審査の結果、承認の場合は事前申請済を押印して返却する。
- ◆ 審査の結果、不承認の場合は該当箇所を修正して再提出する。



### ⑤ 施工業者が施工 ⇒ 完成



### ⑥ 施工業者又は介護支援専門員が保険者に住宅改修費の「事後申請」を行う

#### 【提出書類】

- 介護保険 居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用に係る領収書
- 住宅改修が必要な理由書
- 住宅改修に要する費用の見積書（工事費内訳書）※コピー不可
- 住宅改修の施工前、施工後の状態がわかる日付入りの写真
- 施工図もしくは平面図（施工箇所が複数ある場合、写真だけでわかりづらい場合）
- 住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が、申請者以外・共有名義の場合に限る）



### ⑦ 保険者が「支給決定」⇒ 振り込み

- ◆ 保険者が審査を実施し、支給要件を満たすと認められた場合は「支給決定」を行う。
- ◆ 「支給決定」後、被保険者に通知を発送するとともに、指定口座（受領委任の場合は業者、償還払いの場合は個人）へ支給決定額を振り込む。